

令和8年度予算に係るまちづくり会議からの要望に係る回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
2	1	谷津西部	谷津六丁目町会	道路標識等の設置と車のスピード制限の実施	谷津6丁目16番6号共同住宅南側の通りが抜け道として利用されることが多く、特に住民以外の人も頻りに利用し、道幅が狭いのかかわらず、スピードを落とさず、通りの出口に来て、歩道の通行人が自転車に接触事故をおこし易い地点として、過去から申請しているが未だ解決していない。 スピードの制限と特に一方通行路出口付近の標識の再設置、歩道側も歩行者が危険と察知する標識の設置、また視界を制限する田畑のある所の樹木の伐採等、安全処理を速やかをお願いしたい。	昨年度予算 で対応	樹木につきましては、土地所有者による剪定が完了していることを、令和7年12月11日に現地を確認いたしました。また、当該交差点近くの車両への注意喚起用の電柱幕「この先交差点 歩行者に注意」が破損していたため、令和8年3月に新しいものに交換いたしました。 また、交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「本件箇所につきましては、道路交通法の改正により、令和8年9月1日から自動車の法定速度が30kmになるため、現状において速度制限することは困難です。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
2	2	谷津西部	谷津6丁目町会	丁字交差点標識等	谷津5丁目15番共同住宅裏手の丁字交差点は北側からの下り坂が突き当たったところにあります。この下り坂を自転車坂で得た惰性速度(およそ20Km/h)のまま一時停止することなく右左折する姿を日常的に目撃しております。特に坂道を下って右折する自転車の場合、ほとんどの場合、自転車は直角すれすれにノンストップ(右側通行状態)で交差点を通過して行きます。このタイミングで右側から自動車が30~40Km/hで通過しようとして来た場合、重大事故となる恐れが十分にあります。それを未然に防止する観点から、最低限、地面に「止まれ」の道路標示と丁字路突き当たり正面に「止まれ」の交通標識の設置をお願い致します。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「見通しの悪い交差点であれば、徐行が基本です。習志野署管内における自転車事故が多発していることから、同所を危険箇所として警察署内で情報共有し、悪質違反者に対する取締まりを強化いたします。標識の設置については、交通規制基準において道路標識は、停止線と同一地点又は停止線の手前に設置することになっておりますので、道路正面に規制標識の設置は困難であります。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
2	3	谷津西部	谷津6丁目町会	市道沿の街路樹	谷津6丁目15番西側市道の横断歩道の標式が街路樹によって見えていません。ゼブラ柄も薄くなっているため危険です。また街路樹に毛虫(害虫)が大習志野市の公民館を利用する場合、希望者は指定の期日以降直接その施設に	今年度予算 に計上	令和8年度に路面標示(ゼブラマーク)を補修いたします。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
2	4	谷津西部	谷津西部まちづくり会議	谷津コミュニティセンター他公民館の予約オンライン化について	習志野市の公民館を利用する場合、希望者は指定の期日以降直接その施設に 出向いて予約を申し込まなければならない。一部の優先枠はあるが原則先着順で、人気の集中する場合は長時間窓口で待機する必要が生じるため、育児世帯など時間的な余裕のない希望者にとって極めて利用しづらい状況になっ	今年度以降 の予算で対応・検討	谷津コミュニティセンターを含む市内4つのコミュニティセンターでインターネットを利用した予約システムを令和9年度から運用できるよう、導入準備を進めています。導入まで今しばらくお待ちください。	協働経済部	協働政策課	その他
2	5	谷津西部	谷津五丁目町会	谷津小学校付近の生活道路へのゾーン30(ゾーン30プラス)導入	谷津小学校児童の登下校時を中心に、地元のボランティアによる見守り活動を展開しているが、交通事故の危険性が高く事故発生を懸念する声が多く上がっている。特に谷津小学校北西部の交差点での出会い頭や当該交差点から西側へ続くの坂道による急加速など、危険度の高いエリアでの(小学生の他幼稚園児にも)事故発生が懸念される。これらのエリアはほとんどが市道でかつ地域住民の生活道路だが、渋滞を避けたり迷い込む他地区の車には乱暴な運転が見られることから、道路管理者として所管警察と協議し、地元意見を聴取の上エリア全体にゾーン30(プラス)を導入すべきである。	その他	ゾーン30プラスにつきましては、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、車両の制限速度を最高時速30キロメートルに規制することとあわせ、速度超過車両への抑制対策を施す区域を定めるものであります。この、ゾーン30プラスの設置までの方法につきましては、地元町会及び地域関係者から生活道路における安全対策としてゾーン30プラス導入の要望を受けて、交通規制を行う習志野警察と協議を行い区域を設定するもので、速度制御対策や安全対策は地域住民との話し合いをした上での合意形成を図る必要があるものと考えております。 なお、道路交通法の改正により、令和8年9月1日から、中央線のない生活道路においては自動車の法定速度が60kmから30kmに引き下げられます。 今後は、警察と連携を図りパトロールを実施してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
2	6	谷津西部	谷津6丁目町会	市道のひび割れ陥没の修復	谷津6丁目16番32先、市道のマンホールの周りが陥没しており振動が酷い。平らになるよう、凹みを埋めるなどの工夫をしてほしい。	昨年度予算 で対応	令和7年度予算において、マンホール蓋の交換を行いました。その交換工事に必要な範囲で舗装を復旧する際に、周辺舗装との高さが合うよう調整しております。	工務部	下水道課	道路の維持管理、改善等
2	7	谷津西部	谷津六丁目町会	ゴミ集積所の件	谷津6丁目17番19号付近、市道に面している狭い歩道に集積されているゴミをネットで被せているが、ゴミが道路にはみ出ている事が多い。 集積所の隣にある郵便ポスト脇の木を一部伐採し、集積所を移動するか、別途の場所への移設を要する。	その他	本市では、ごみ集積所の管理は、「習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱」に則して、ごみ集積所の設置者や管理者、利用者の方々が担っております。現地を確認したところ、お申し出の内容のとおり、排出されたごみが道路上に溢れ出ている状況が推察されます。このことについては、ご提案の内容により解消されると思われませんが、ごみ集積所の設置要件を満たすか事前に市にご相談いただいたうえで、皆様方にて、移転先や新設先の土地の所有者と協議いただき同意を得る必要があります。また、「習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱」に基づき、基準に適合したごみ集積所の設置等届の提出も必要となります。これらの手続きについては、本市より助言を行っておりますので、詳細につきましては、業務課へご連絡くださいますようお願いいたします。	都市環境部	管理課(旧業務課)	道路の維持管理、改善等

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
2	8	谷津西部	谷津六丁目町会	屋外広告について	谷津6丁目11番46号付近の当該屋外広告物は、面積が一定規模以上なのにも関わらず、離隔が確保されていないため、屋外広告条例違反となっている。建築確認等もされていないことが推測されるため、近隣住民は強風などでいつ飛んでこないか不安な思いで過ごしている。早急に撤去に関する指導に取り組んでいただきたい。	昨年度予算 で対応	現地を確認したところ、申請に基づき許可を行い設置されている屋外広告物のほか、未申請の屋外広告物や、千葉県屋外広告物条例および同条例施行規則の基準に適合していないと思われる屋外広告物、建築確認が行われていない屋外広告物の設置を確認しました。このことから、当該屋外広告物の管理者に対し、本市より是正や撤去について指導を実施しました。引き続き現地確認を続けるとともに、対応されない場合には指導を継続します。	都市環境部	管理課(旧業務課)	その他